

特定複合観光施設区域整備法第13条第4項に基づく 実施協定の変更認可に関する同意協議について

令和7年9月19日
企画課

実施協定の変更認可に係る同意協議への対応について

【対応案】変更認可に対するカジノ管理委員会としての回答

大阪府及びMGM大阪株式会社が、令和7年9月16日付けで国土交通大臣あてに認可申請した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等実施協定書 変更協定書(第1回)」(以下「変更協定書」という。)について、カジノ管理委員会は、国土交通大臣が認可することに問題はないと認め、令和7年9月17日付け国土交通大臣からの当該変更認可に係る協議に対し、同意することとする。

【理由】検討の経緯

- 実施協定は、区域整備計画の認定後、都道府県等とIR事業者とが協力して、その計画の着実な実施を図ることを担保するために締結が求められるものであり、国土交通大臣は、令和5年9月8日付けで大阪府及びMGM大阪株式会社(当時の名称は大阪IR株式会社)から認可申請された実施協定書の内容が、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の着実な実施に資するものであると認め、令和5年9月22日付けでこれを認可した。
 - 今般、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の変更(令和7年9月12日)に伴い、大阪府及びMGM大阪株式会社から国土交通大臣あてに変更協定書が提出され、国土交通大臣から関係行政機関の長に対し、同意協議がなされた。
 - カジノ管理委員会として、当該協議資料として提供された変更協定書の認可申請内容を、カジノ規制に照らして確認したところ、現時点、これに反するものは認められない(※)。
- ⇒ 国土交通大臣が変更協定書を認可することについては、カジノ管理委員会の所掌事務及び所管法令に照らし、現時点のものとして、これを了とすることに問題はない。
- ※ 実施協定は、カジノ事業の免許審査とは、その範囲及び深度が異なるため、仮にカジノ管理委員会が変更認可に同意したとしても、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(令和7年9月12日)及び変更後の実施協定書がカジノ事業の免許の基準に適合していることを何ら保証するものではない。